



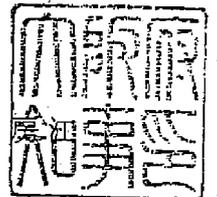
環指第208号

平成13年6月27日

大阪府環境審議会

会長 相賀 一郎 様

大阪府知事 太田



ほう素等の排水基準の設定等について（諮問）

標記排水基準の設定等にあたり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第103条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は平成11年2月に環境基準健康項目に設定され、これを受けて、同年同月に中央環境審議会に「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」の諮問がなされました。そして、水質部会に設置された排水規制等専門委員会において検討が行われた結果、平成12年12月に、これら3項目を有害物質として追加する同審議会の答申がなされました。

その後、環境省の水質汚濁防止法施行令の改正手続きが進められ、この6月13日に改正施行令及び環境省令の公布がなされ、7月1日に施行されることとなりました。これらの項目に係る国の排水基準は次のとおりです。

追加項目	排水基準※
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの10mg/L
	海域に排出されるもの230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの8mg/L
	海域に排出されるもの15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計100mg/L

※いずれも暫定排水基準あり。

このため、今回の水質汚濁防止法における有害物質への3項目の追加に伴って、法基準と現行条例による規制との整合を図り、条例の項目追加及び上水道水源地域への上乗せ規制等について検討するために、水質汚濁防止法第21条第1項及び大阪府生活環境の保全等に関する条例第103条の規定に基づき、貴審議会に意見を求めるものです。